

特許法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照条文（傍線部分は改正部分）  
 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）（第一条関係）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>（特許証）                  第六十六条 特許証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。                  一 特許番号                  二 発明の名称                  三 特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所                  四 発明者の氏名                  五 特許権の設定の登録があつた旨又は願書に添付した明細書若しくは図面の訂正をすべき旨の決定若しくは審決が確定した場合において、その登録があつた旨                  六 前各号に掲げるもののほか、必要な事項</p>	<p>（特許証）                  第六十六条 特許証は、様式第六十七又は様式第六十八により作成しなければならない。</p>

実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（実用新案登録証）</p> <p>第十九条 実用新案登録証には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <p>一 登録番号</p> <p>二 考案の名称</p> <p>三 実用新案権者の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>四 考案者の氏名</p> <p>五 実用新案権の設定の登録があつた旨</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、必要な事項</p>	<p>（実用新案登録証）</p> <p>第十九条 実用新案登録証は、様式第十三により作成しなければならぬ。</p>

意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）（第二条関係）

<p>改 正 案</p>	<p>（意匠登録証）                  第二十五条 意匠登録証には、次に掲げる事項を記載しなければ                  ならない。                  一 登録番号                  二 意匠に係る物品                  三 意匠権者の氏名又は名称及び住所又は居所                  四 意匠の創作をした者の氏名                  五 意匠権の設定の登録があつた旨                  六 前各号に掲げるもののほか、必要な事項</p>
<p>現 行</p>	<p>（意匠登録証の様式）                  第二十五条 意匠登録証は、様式第二十六により作成しなければ                  ならない。</p>

改正案	現行
<p>（商標登録証等）</p> <p>第十六条の二 商標登録証には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <p>一 登録番号又は国際登録の番号</p> <p>二 登録商標</p> <p>三 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分</p> <p>四 商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>五 商標権の設定の登録があつた旨</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、必要な事項</p> <p>2 防護標章登録証には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <p>一 登録番号又は国際登録の番号</p> <p>二 登録防護標章</p> <p>三 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分</p> <p>四 商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>五 防護標章登録に基づく権利の設定の登録があつた旨</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、必要な事項</p>	<p>（商標登録証等）</p> <p>第十六条の二 商標登録証は様式第十六の二により、防護標章登録証は様式第十六の三により作成しなければならない。</p>